

2 0 2 5 年 度

大 気 汚 染 常 時 監 視 測 定 局 測 定 結 果

(2 0 2 5 年 4 月 ～ 2 0 2 6 年 3 月)

大 阪 府

ま え が き

大気汚染防止法第24条第1項の規定により、2025年4月から2026年3月までの大気汚染状況の測定結果を公表します。

集計は、おおむね環境省の指定様式により行いました。また、気象要素（風向・風速、温度、湿度、雨量及び日射量）及び交通量についても集計しました。

なお、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、守口市、茨木市、柏原市、門真市、交野市の所管する測定局については、各市長から測定結果の提供を受けました。

2026年7月

大阪府環境農林水産部環境管理室長

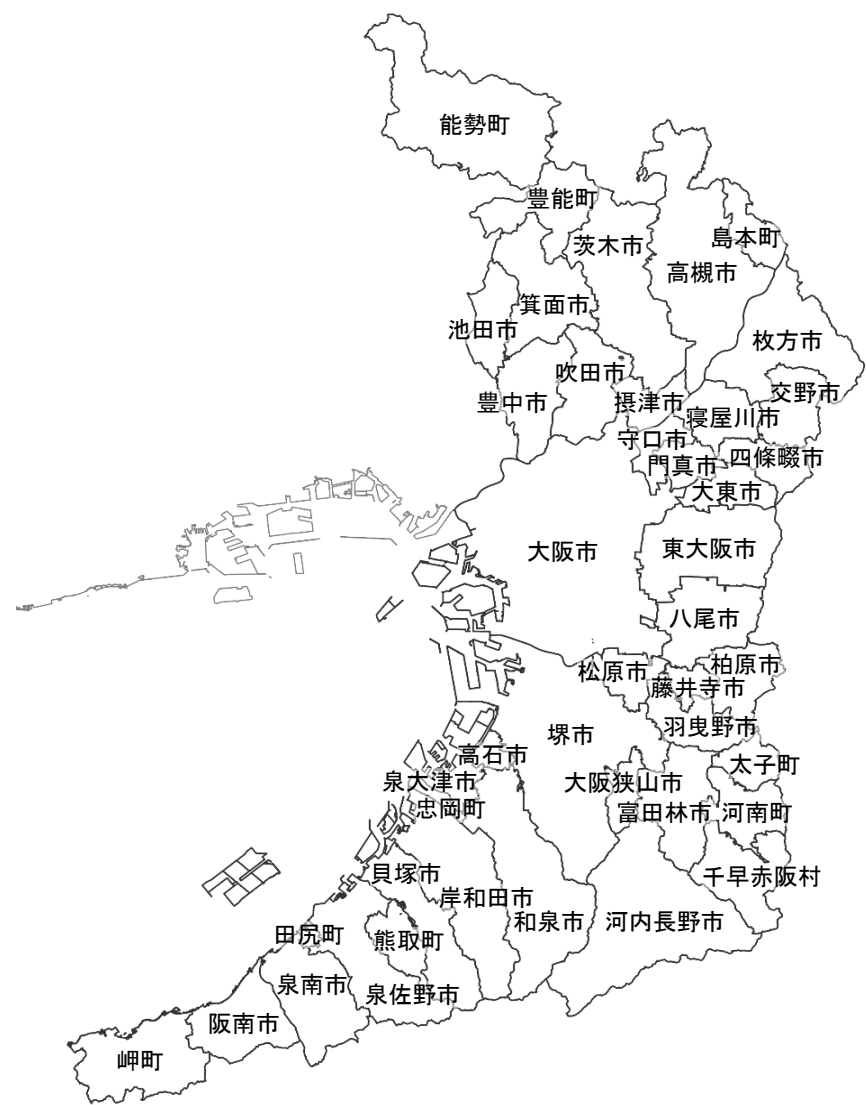
目 次

大気汚染常時監視測定局設置状況図	1
大気汚染常時監視測定局設置状況及び局数一覧	2
大気汚染物質測定結果の用語等	6
1 大気汚染物質年間測定結果	9
(1) 二酸化窒素	11
(2) 一酸化窒素及び窒素酸化物	14
(3) 浮遊粒子状物質	17
(4) 微小粒子状物質	20
(5) 光化学オキシダント	22
(6) メタン及び全炭化水素	25
(7) 非メタン炭化水素	27
(8) 二酸化硫黄	29
(9) 一酸化炭素	31
2 大気汚染物質月間測定結果	33
(1) 二酸化窒素	35
(2) 一酸化窒素	54
(3) 窒素酸化物	65
(4) 浮遊粒子状物質	79

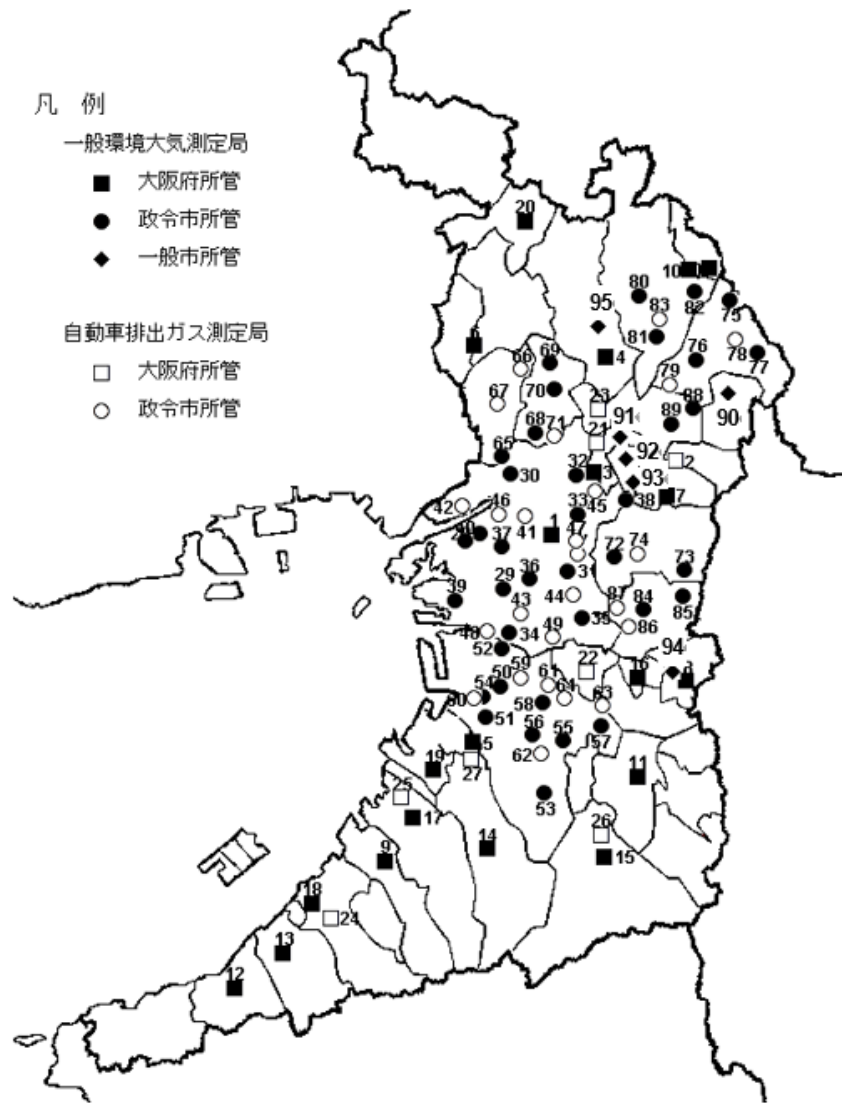
(5) 微小粒子状物質	96
(6) 光化学オキシダント	103
(7) メタン	116
(8) 全炭化水素	121
(9) 非メタン炭化水素	126
(10) 二酸化硫黄	132
(11) 一酸化炭素	139
3 気象要素等測定結果	142
(1) 年間風向別頻度図（月別）	144
(2) 温度	212
(3) 湿度	213
(4) 雨量	214
(5) 日射量	215
(6) 交通量	222
4 大気汚染物質濃度の年間測定結果の推移	223
(1) 二酸化窒素（年平均値）	225
(2) 二酸化窒素（日平均値の年間98%値）	228
(3) 一酸化窒素（年平均値）	231
(4) 窒素酸化物（年平均値）	234

(5) 浮遊粒子状物質（年平均値）	237
(6) 浮遊粒子状物質（日平均値の年間2%除外値）	240
(7) 微小粒子状物質（年平均値）	243
(8) 微小粒子状物質（日平均値の年間98%値）	245
(9) 光化学オキシダント （昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数）	247
(10) 光化学オキシダント （昼間の1時間値の年平均値）	249
(11) メタン（年平均値）	251
(12) 全炭化水素（年平均値）	252
(13) 全炭化水素（6～9時における年平均値）	253
(14) 非メタン炭化水素（年平均値）	254
(15) 非メタン炭化水素 （6～9時における年平均値）	255
(16) 二酸化硫黄（年平均値）	256
(17) 一酸化炭素（年平均値）	258

大気汚染常時監視測定局設置状況図



大阪府地図



- 凡 例
- 一般環境大気測定局
 - 大阪府所管
 - 政令市所管
 - 一般市所管
 - 自動車排出ガス測定局
 - 大阪府所管
 - 政令市所管

2025 年度 測定局設置状況

「国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_0.html）を加工して作成

大気汚染常時監視測定局設置状況及び局数一覧(2025年度)

所管	番号	測定局名	所在地	用途地域	設置年度	一酸化窒素・二酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	メタン・非メタン炭化水素	光化学オキシダント	二酸化硫黄	一酸化炭素	風向・風速	温度	湿度	雨量	日射量	交通量	種別	吸引口高さ(m)	風向風速計高さ(m)	対象道路
大阪府	大阪府	1 国設大阪	大阪市中央区大手前4-1-67	商	昭43	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	一般	25	40	
		2 国設四條畷	四條畷市江瀬美町12-11	商	平8	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	自排	4	11	国道170号
		3 西部コミュニティセンター	守口市文園町8-8	商	昭42	●	●	●	●				●	●					一般	8		
		4 茨木市役所	茨木市駅前3-8-13	商	昭44	●	●	●	●		●		●				●		一般	10	44	
		5 高石中学校	高石市東羽衣6-6-45	住	昭44	●	●	●	●		●		●						一般	16	18	
		6 池田市立南畑会館	池田市畑1-7-4	住	昭57	●	●	●	●			●	●	●			●		一般	10	15	
		7 大東市役所	大東市谷川1-1-1	住	昭48	●	●	●	●				●	●			●		一般	17	27	
		8 府立修徳学院	柏原市大字高井田809-1	未	昭49	●	●	●	●				●						一般	4	15	
		9 貝塚市消防署	貝塚市鳥羽122-1	住	昭50	●	●	●	●	●			●						一般	16	23	
		10 島本町役場	島本町桜井2-1-1	住	昭50	●	●	●	●				●						一般	13	21	
		11 富田林市役所	富田林市常盤町1-1	商	昭60	●	●	●	●	●			●	●	●		●		一般	30	35	
		12 南海団地	阪南市舞4-6-14	住	昭61	●	●	●	●				●						一般	5	11	
		13 泉南市役所	泉南市櫛井1-1-1	住	昭63	●	●	●	●				●						一般	10	16	
		14 緑ヶ丘小学校	和泉市緑ヶ丘3-4-1	住	平3	●	●	●	●				●	●			●		一般	5	18	
		15 三日市公民館	河内長野市三日市町288-1	住	平4	●	●	●	●				●						一般	5	13	
		16 藤井寺市役所	藤井寺市岡1-1-1	住	平7	●	●	●	●				●	●					一般	9	45	
		17 岸和田中央公園	岸和田市西之内町279-2	住	平9	●	●	●	●	●			●	●	●				一般	5	10	
		18 佐野中学校	泉佐野市羽倉崎4-3-12	住	平11	●	●	●	●										一般	5		
		19 泉大津市役所	泉大津市東雲町9-12	準工	昭55	●	●	●	●				●						一般	25	26	
		20 豊能町役場	豊能町余野414-1	未	平21	●	●	●	●				●	●					一般	12	17	
		21 淀川工科高校	守口市京阪本通2-62	商	昭45	●	●	●	●										自排	3		国道1号
		22 松原北小学校	松原市阿保1-16-3	商	昭46	●	●	●	●										自排	3		国道309号
		23 摂津市役所	摂津市三島1-2-1	準工	昭48	●	●	●	●									●	自排	3		大阪府道2号大阪中央環状線
		24 末広公園	泉佐野市新安松1-1-24	準工	平1	●	●	●	●				●	●	●		●		自排	3	15	国道26号
		25 天の川下水ポンプ場	岸和田市春木大国町8-20	住	平2	●	●												自排	4		大阪府道29号大阪臨海線
		26 外環河内長野	河内長野市西之山町2-21	準工	平3	●	●	●	●										自排	3		国道170号
		27 カモドールMBS	高石市西取石6-11-1	住	平4	●	●	●	●										自排	2		国道26号
	大阪府の小計	一般局 19局		項目別測定局数		19	19	19	19	5	5	1	17	10	4	1	6	0				
		自排局 8局		項目別測定局数		8	8	6	0	5	1	1	2	2	2	0	1	2				

大気汚染常時監視測定局設置状況及び局数一覧(2025年度)

所管	番号	測定局名	所在地	用途地域	設置年度	一酸化窒素・二酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	メタン・非メタン炭化水素	二酸化硫黄	一酸化炭素	風向・風速	温度	湿度	雨量	日射量	交通量	種別	吸引口高さ(m)	風向風速計高さ(m)	対象道路
政令市	大阪市	28 此花区役所	大阪市此花区春日出北1-8-4	住	昭42	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	一般	15	17	
		29 平尾小学校	大阪市大正区平尾2-21-28	住	昭40	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	一般	15	18	
		30 野中小学校	大阪市淀川区野中北1-11-26	準工	昭40	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	一般	16	20	
		31 桃谷中学校	大阪市生野区勝山北3-13-44	住	昭42	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	一般	18	21	
		32 大宮中学校	大阪市旭区中宮4-7-11	住	昭42	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	一般	15	17	
		33 聖賢小学校	大阪市城東区新喜多2-4-35	住	昭41	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	一般	16	19	
		34 清江小学校	大阪市住之江区御崎5-7-18	住	昭42	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	一般	18	21	
		35 摂陽中学校	大阪市平野区平野西3-4-7	住	昭42	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	一般	16	21	
		36 今宮中学校	大阪市西成区花園北1-8-32	商	昭42	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	一般	14	16	
		37 九条南小学校	大阪市西区九条南2-13-17	準工	昭49	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	一般	22		
		38 茨田北小学校	大阪市鶴見区浜3-8-66	住	昭48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	一般	15		
		39 南港中央公園	大阪市住之江区南港東8-5	準工	平11	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	一般	5	14	
		40 島屋小学校	大阪市此花区島屋2-9-36	準工	令4	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	一般	15	17	
		41 梅田新道	大阪市北区西天満2-7-9	商	昭42	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	自排	3		国道25号
		42 出来島小学校	大阪市西淀川区出来島2-2-24	住	昭44	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	自排	3		国道43号
		43 北粉浜小学校	大阪市住之江区粉浜1-5-40	商	昭43	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	自排	3		国道26号
		44 杭全町交差点	大阪市東住吉区杭全2-13-6先	準工	昭45	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	自排	3		国道25号
		45 新森小路小学校	大阪市旭区新森6-3-13	住	昭45	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	自排	3		国道163号
		46 海老江西小学校	大阪市福島区海老江8-1-10	商	昭45	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	自排	3		国道2号
		47 今里交差点	大阪市東成区大今里西3-3-11	商	昭46	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	自排	5		大阪府道173号大阪八尾線
		48 住之江交差点	大阪市住之江区南加賀屋1-1-80先	住	昭47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	自排	2		大阪市道浜口南港線
		49 我孫子中学校	大阪市住吉区我孫子東1-4-32	商	昭48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	自排	3		大阪府道28号大阪高石線
	大阪市の小計	一般局 13局		項目別測定局数		12	8	8	11	3	4	0	11	2	2	0	2	0				
		自排局 9局		項目別測定局数		8	4	4	1	2	1	3	0	0	0	0	0	0				
	堺市	50 少林寺	堺市堺区少林寺町東4-1-1	住	昭38	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	一般	14	18	
		51 浜寺	堺市西区浜寺船尾町西5-60	住	昭38	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	一般	15	18	
		52 三宝	堺市堺区三宝町5-286	住	昭45	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	一般	4	6	
		53 若松台	堺市南区若松台3-34-1	住	昭46	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	一般	15	18	
		54 石津	堺市西区浜寺石津町中2-3-28	住	昭39	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	一般	15	18	
		55 登美丘	堺市東区大美野135	住	昭46	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	一般	15	18	
		56 深井	堺市中区深井水池町3214	住	平1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	一般	15	19	
		57 美原	堺市美原区小平尾390	住	平20	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	一般	3	10	
		58 金岡南	堺市北区金岡町1182-1	住	平28	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	一般	4	6	
		59 堺市役所	堺市堺区南瓦町3-1	商	昭45	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	自排	3		大阪府道30号大阪和泉泉南線
		60 鴻岸	堺市西区石津西町24-4	住	昭63	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	自排	4		大阪府道29号大阪臨海線
		61 常磐浜寺	堺市北区新金岡町4-1-9	商	昭63	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	自排	3		大阪府道28号大阪高石線
		62 阪和深井畑山	堺市中区深井東町2661-3	商	平4	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	自排	7	8	大阪府道36号泉大津美原線、阪和自動車道
		63 美原丹上	堺市美原区丹上329-1	準工	平16	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	自排	5	10	南阪奈道路、阪和自動車道、大阪府道36号泉大津美原線
		64 中環石原	堺市東区石原町1-102	準工	平24	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	自排	3	6	大阪府道2号大阪中央環状線
	堺市の小計	一般局 9局		項目別測定局数		9	9	5	9	5	6	0	9	4	4	0	1	0				
		自排局 6局		項目別測定局数		6	6	2	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0				

大気汚染常時監視測定局設置状況及び局数一覧(2025年度)

所管	番号	測定局名	所在地	用途 地域	設置 年度	一 酸 化 窒 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	微 小 粒 子 状 物 質	メ タ ン ・ 非 メ タ ン 炭 化 水 素	二 酸 化 硫 黄	一 酸 化 炭 素	風 向 ・ 風 速	温 度	湿 度	雨 量	日 射 量	交 通 量	種 別	吸 引 口 高 さ (m)	風 向 風 速 計 高 さ (m)	対象道路
政令市	豊中市	65 豊中菰江公園	豊中市三和町3-3	準工	昭48	●	●	●	●	●	●	●	●					一般	3	13	
		66 豊中市千里	豊中市新千里西町1-1-3	商	昭49	●	●	●	●	●	●	●	●					自排	8	11	豊中市道新千里5号線、大阪府道2号大阪中央環状線
		67 豊中市役所	豊中市中桜塚3-1-1	商	昭46	●	●	●	●	●	●	●	●					自排	3	38	国道176号
	豊中市の小計		一般局 1局	項目別測定局数		1	1	1	1	0	1	0	1	1	0	0	0				
			自排局 2局	項目別測定局数		2	2	0	2	1	1	1	2	2	0	0	0				
	吹田市	68 吹田市垂水	吹田市垂水町3-32-50	商	昭47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			一般	3	12	
		69 吹田市北消防署	吹田市藤白台1-1-50	住	昭54	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		一般	7	10	
		70 吹田市高野台	吹田市高野台4-5-1	住	平30	●	●	●	●	●	●	●	●					一般	3	7	
		71 吹田簡易裁判所	吹田市寿町1-5-5	商	平8	●	●	●	●	●	●	●	●					自排	3	8	国道479号、大阪府道14号大阪高槻京都線
	吹田市の小計		一般局 3局	項目別測定局数		3	3	1	3	1	1	0	3	2	2	1	1	0			
			自排局 1局	項目別測定局数		1	1	1	0	1	1	1	1	0	0	0	0				
	東大阪市	72 東大阪市西保健センター	東大阪市高井田元町2-8-27	商	昭42	●	●	●	●	●	●	●	●	●				一般	10	15	
		73 東大阪市六万寺	東大阪市南四条町3-33	住	昭44	●	●	●	●	●	●	●	●	●				一般	6	11	
		74 東大阪市環境衛生検査センター	東大阪市西岩田3-3-2	商	昭50	●	●	●	●	●	●	●	●	●				自排	10	15	大阪府道2号大阪中央環状線
	東大阪市の小計		一般局 2局	項目別測定局数		2	2	2	2	1	2	0	2	2	2	0	0	0			
			自排局 1局	項目別測定局数		1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0				
	枚方市	75 楠葉	枚方市楠葉並木2-29-3	住	昭50	●	●	●	●	●	●	●	●					一般	7	13	
		76 枚方市役所	枚方市大垣内町2-1-20	商	昭48	●	●	●	●	●	●	●	●					一般	21	28	
		77 王仁公園	枚方市王仁公園1	住	昭51	●	●	●	●	●	●	●	●					一般	4	8	
		78 招提	枚方市招提南町3-1022-1	準工	昭61	●	●	●	●	●	●	●	●					自排	2	7	国道1号
		79 中振	枚方市南中振3-294-8	工	昭63	●	●	●	●	●	●	●	●					自排	2	9	国道1号
	枚方市の小計		一般局 3局	項目別測定局数		3	3	1	3	1	1	0	3	0	0	0	0				
			自排局 2局	項目別測定局数		2	2	1	0	0	1	1	2	0	0	0	0				
	高槻市	80 高槻北	高槻市大蔵司2-51-2	住	昭62	●	●	●	●	●	●	●	●					一般	6	13	
		81 庄所	高槻市南庄所町3	住	平25	●	●	●	●	●	●	●	●					一般	3	13	
		82 梶原	高槻市梶原1-5	未	平30	●	●	●	●	●	●	●	●					一般	3	11	
		83 高槻市役所	高槻市桃園町2-1	商	昭48	●	●	●	●	●	●	●	●					自排	4	11	国道171号
	高槻市の小計		一般局 3局	項目別測定局数		2	3	2	2	0	0	1	3	1	1	0	0				
			自排局 1局	項目別測定局数		1	1	1	0	1	1	1	1	0	0	0	0				
	八尾市	84 八尾市保健所	八尾市清水町1-2-5	商	昭42	●	●	●	●	●	●	●	●					一般	12	16	
		85 水越	八尾市水越3-70	他	平13	●	●	●	●	●	●	●	●					一般	3	6	
		86 太子堂	八尾市南太子堂2-4-7	住	昭45	●	●	●	●	●	●	●	●					自排	3	6	国道25号
		87 久宝寺緑地	八尾市西久宝寺651	住	平18	●	●	●	●	●	●	●	●					自排	3		大阪府道2号大阪中央環状線、近畿自動車道天理吹田線
	八尾市の小計		一般局 2局	項目別測定局数		2	2	1	1	0	2	0	2	0	0	0	0				
			自排局 2局	項目別測定局数		2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0				
	寝屋川市	88 成田	寝屋川市成田町3-6	住	昭61	●	●	●	●	●	●	●	●	●				一般	2	6	
		89 寝屋川市役所	寝屋川市本町1-1	商	昭44	●	●	●	●	●	●	●	●	●				一般	16	29	
	寝屋川市の小計		一般局 2局	項目別測定局数		2	2	1	2	1	1	1	2	2	2	0	0				
			自排局 0局	項目別測定局数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				

大気汚染常時監視測定局設置状況及び局数一覧(2025年度)

所管		番号	測定局名	所在地	用途地域	設置年度	一酸化窒素・二酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	メタン・非メタン炭化水素	二酸化硫黄	一酸化炭素	風向・風速	温度	湿度	雨量	日射量	交通量	種別	吸引口高さ（ｍ）	風向風速計高さ（ｍ）	対象道路
一般市	交野市	90	交野市役所	交野市私部1ー1ー1	住	昭49	●	●	●											一般	9		
	守口市	91	大日測定局	守口市大日町3ー168	準工	昭60	●	●	●		●									一般	4	14	
	門真市	92	門真市役所	門真市中町1ー1	住	昭55	●	●	●		●		●							一般	14	16	
		93	門真市南	門真市三ツ島1ー6	住	平3	●	●	●		●	●	●							一般	4	6	
	柏原市	94	柏原市役所	柏原市安堂町1ー55	商	昭48	●	●	●											一般	3	23	
	茨木市	95	耳原小学校	茨木市耳原2丁目20ー55	住	平20	●	●	●		●		●							一般	4	12	
	一般市の小計			一般局 6局 自排局 0局	項目別測定局数 項目別測定局数		6 0	6 0	0 0	6 0	0 0	4 0	1 0	3 0	1 0	1 0	0 0	0 0	0 0				
大阪府全域の合計			一般局 63局 自排局 32局	項目別測定局数 項目別測定局数		61 31	58 27	41 16	59 4	17 12	27 7	4 11	56 12	25 4	18 2	12 0	0 1	0 2					

注 1) 2026年3月31日時点の状況。

注 2) 所管は次のとおり。なお、大阪府所管には、国設局(国設大阪及び国設四條畷)を含む。

政令市：大気汚染防止法施行令により常時監視の実施が義務付けられている市。大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市の9市。

一般市：大気汚染防止法施行令では義務付けられていないが、自主的に常時監視を実施している市。守口市、茨木市、柏原市、門真市及び交野市の5市。

注 3) 用途地域は「都市計画法」(1968年、法律第100号)第8条に定める地域の用途区分をいい、表中の略名は次のとおり。(以降、この略名は各表共通。)

住 第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、第一種及び第二種住居地域並びに準住居地域

商 近隣商業地域及び商業地域

準工 準工業地域

工 工業地域

工専 工業専用地域

風致 風致地区

臨港 臨港地区

未 都市計画区域で上記のいずれにも該当しない地域

他 都市計画区域以外の地域

注 4) 測定局の種別は次のとおり。

一般 一般環境大気測定局

自排 自動車排出ガス測定局

注 5) 表中の記号 ● は測定項目を表す。

注 6) 表中の測定局数には、2025年度内で測定を終了した局・項目を含む。

大気汚染物質測定結果の用語等

1. 大気汚染に係る環境基準と評価方法

(1) 環境基準

項 目	基 準
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。

備考 1 1ppm とは 1m³ 大気中に 1cm³ の汚染物質が存在する場合の濃度を示す。

$$1 \mu\text{g} = 0.001\text{mg} = 0.000001\text{g}$$

備考 2 1 時間値とは、正時 (00 分) から次の正時までの間に得られた測定値を示し、後の時刻を測定値の時刻とする。例えば午前 6 時の 1 時間値は、午前 5 時から午前 6 時までに測定された値をいう。

備考 3 光化学オキシダントの原因物質である非メタン炭化水素については、環境基準は設定されておらず、次の指針で評価している。：午前 6 時から 9 時の 3 時間平均値が 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲内又はそれ以下であること。

(2) 環境基準の評価方法

項 目	環境基準達成評価方法
二酸化窒素	年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から 98% に相当するものが 0.06ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	<長期的評価> 年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した日平均値

	が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が 0.10mg/m ³ を超える日が 2 日以上連続しないこと。 <短期的評価> すべての有効測定日の日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	次の評価をいずれも満たすこと。 <長期基準に関する評価> 1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であること。 <短期基準に関する評価> 年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から 98% に相当するものが 35 μg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	環境基準に同じ。
二酸化硫黄	<長期的評価> 年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。 <短期的評価> すべての有効測定日の日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	<長期的評価> 年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。 <短期的評価> すべての有効測定日の日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、8 時間平均値(*)が 20ppm 以下であること。 *: 0 時～8 時、8 時～16 時、16 時～24 時までの各時間帯の平均値をいう。

注) 有効測定日、有効測定局の考え方

1 日平均値に関する評価は、1 日 20 時間以上の測定時間を有する「有効測

定日」を対象とする。

また、長期的評価は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素については年間 6,000 時間以上の測定時間を有する局、微小粒子状物質については測定方法が環境省の認定基準を満たすとともに年間の有効測定日が 250 日以上を有する局、光化学オキシダントについては年間 1 時間以上の昼間の測定時間を有する局、非メタン炭化水素については年間で 1 日以上午前 6 時から午前 9 時までの連続した測定値（午前 7 時、8 時、9 時の 1 時間値）をすべて有する日がある局を評価の対象とする。これらの評価の対象となった局を「有効測定局」とする。

2. 他の用語等

(1) 日平均値

日平均値は、1 日 20 時間以上測定された日の 1 時間値の算術平均値をいう。

(2) 「有効測定日数」及び「6～9 時における測定日数」

「有効測定日数」は、前述の有効測定日の総和をいう。また、「6～9 時における測定日数」は、非メタン炭化水素、メタン及び全炭化水素について、6 時から 9 時までの連続した測定値（7 時、8 時、9 時の 1 時間値）を有する日の総和をいう。

(3) 「年(月)平均値」、「昼間の 1 時間値の年(月)平均値」及び「6～9 時における年(月)平均値」

「年(月)平均値」、光化学オキシダントの「昼間の 1 時間値の年(月)平均値」、及び非メタン炭化水素、メタン及び全炭化水素の「6～9 時における年(月)平均値」は、次式により算出する。

- ・年(月)平均値＝年(月)間の測定値（1 時間値）の総和／測定時間数
- ・昼間の 1 時間値の年(月)平均値
＝年(月)間の昼間（5 時から 20 時まで）の測定値（6 時、7 時、…20 時の 1 時間値）の総和／年(月)間の昼間の測定時間数
- ・6～9 時における年(月)平均値
＝年(月)間の 6～9 時の測定値（1 時間値）の総和／年(月)間の 6～9 時の測定時間数

(4) 「6～9 時における 3 時間平均値」及び「8 時間平均値」

「6～9 時における 3 時間平均値」は、非メタン炭化水素、メタン及び全炭化水素について、午前 6 時から午前 9 時までの連続した測定値（午前 7 時、8 時、9 時の 1 時間値）の算術平均値をいう。この時間帯の測定値に 1 時間でも欠測がある場合、この日の 3 時間平均値は欠測とする。

また、「8 時間平均値」は、一酸化炭素について 1 日の測定時間を 0 時から 8 時、8 時から 16 時、16 時から 24 時の 3 つに分け、それぞれの連続した 8 時間（1～8 時、9～16 時、17 時～24 時の 1 時間値）の算術平均値をいう。ただし、8 時間のうち 6 時間以上測定した場合を有効とし、5 時間以下の場合はこの時間帯の 8 時間平均値は欠測とする。

(5) 測定方式

測定は下表に示す方式により実施している。光化学オキシダントと二酸化硫黄の年間測定結果表の備考欄には、3 月 31 日時点または測定終了時点での測定方式を示す。

項 目	測 定 方 式
窒素酸化物(一酸化窒素、二酸化窒素)	吸光光度法、化学発光法（乾式）
光化学オキシダント	吸光光度法、紫外線吸収法（乾式）
炭化水素類 （全炭化水素、非メタン炭化水素）	非メタン炭化水素測定法（直接法）
浮遊粒子状物質	ベータ線吸収法
微小粒子状物質	ベータ線吸収法、フィルター振動法、ベータ線吸収法と光散乱法のハイブリッド法
二酸化硫黄	溶液導電率法、紫外線蛍光法（乾式）
一酸化炭素	非分散型赤外線吸収法

